

失業保險參考資料第十六號

緊急的失業手当支給ニ関スル獨逸國勞働大臣新命令

社會局社會部職業課

(一九三〇年十一月十八日フオールウェルツ掲載)

昭和五年十一月十三日刷

獨逸國勞働大臣ハ最近緊急失業手當支給ニ関スル
命令ヲ公布シタ。其レニ依ルト緊急的失業手當ハ將來
ハ再ビ被傭者全部ニ支給サレルコト、ナツタ。但シ左
記ノ者ニハ支給サレナイ。一、農業ニ従事スル者(農業
ニ従事スル俸給被傭者ヲ除ク) 二、家内勤務ニ従
事スル者 三、二十一才未満ノ失業者
尚緊急的失業手當ハ新命令施行後即チ一九三〇
年十一月三日以後ニ於テ失業手當受給請求權
ヲ喪失シタ失業者ノミニ支給サレル。次ニ新命令ノ
期間ニ関スル制限ヲ見ルニ舊命令カ最長支給期

間ヲ三十九週間ト規定シタノヲ新命令ハ三十二週間
ト規定シタ。更ニ四十キ以上ノ失業者ニ對シテハ舊
命令ハ其ノ最長支給期間ヲ五十二週間マデ延長
シ得ルト規定シタガ新命令ハ四十五週間マデ延長シ得
ルト規定シタ。

授職施設参り乃資料第十九号

最近ニ於ケル獨逸ノ授職計畫

社會局社會部